

参議院施設におけるバリアフリー化整備について

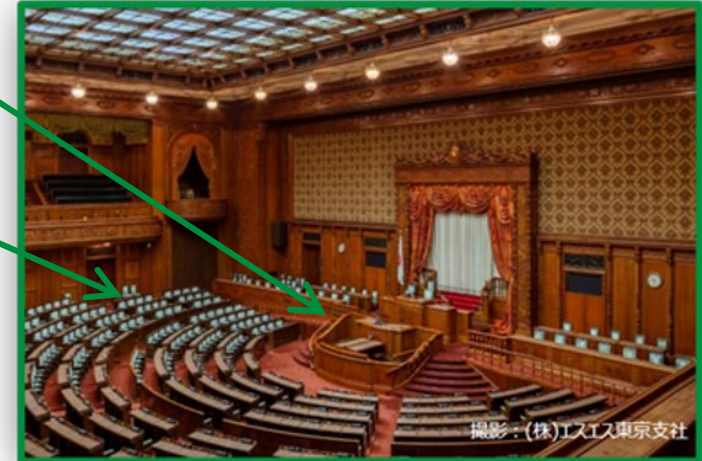
参議院では、国会議事堂という歴史的建物としての価値を活かした上で、障がいを持つ方々の要望を取り入れつつ、より一層のバリアフリー化によって、国会議員、参観者、外国賓客など参議院を訪れる全ての人にとって使いやすい開かれた参議院を目指し、更なるバリアフリー化整備を進めました。

【更なるバリアフリー化整備期間】 令和2年3月から令和3年3月まで

障がいを持つ議員も登壇できるよう本会議場における動線の確保

車いすを利用したまま登壇できるようにするため
両側に常設的なスロープの整備

車いす対応議席の整備



参議院審議中継に手話通訳を付すため
機材・設備の改修

本館1階トイレのバリアフリートイレ化

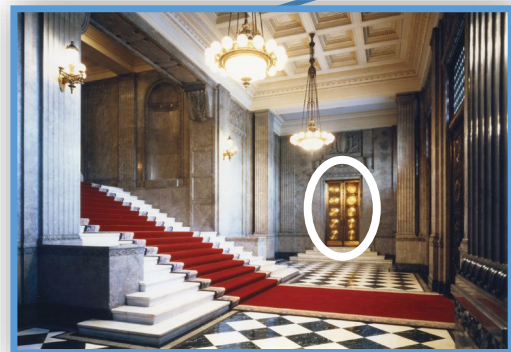
本館3階トイレのバリアフリートイレ化

- ・別館のエレベーターの大型車いす対応のための改修
- ・別館1階スロープの整備
- ・別館・分館連絡地下道昇降機の大型車いす対応のための改修

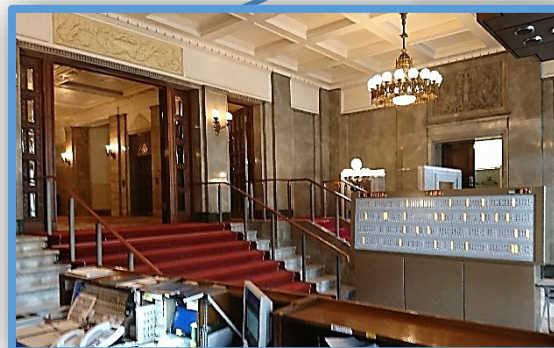
- ・分館43委員会室等の傍聴席の車いす用スペースの確保
- ・分館のエレベーターの大型車いす対応のための改修
- ・分館2～4階のバリアフリートイレの出入口改善のための改修

このほか

- ・議長公邸玄関スロープに屋根を設置
- ・福祉車両が利用できるように地下駐車場の改修など麹町議員宿舎のバリアフリー化整備など



議事堂中央玄関の段差解消のため
脇扉内側の階段に斜行型昇降機
新設



参議院正玄関の段差解消のため
垂直型昇降機・斜行型昇降機新設



本館・分館連絡地下道の
段差解消のためエレベーター新設

議員登院や外国賓客の送迎の場である
正玄関や中央玄関をバリアフリー化

参観者、傍聴者など参議院を訪れる全ての人にとって
利用しやすい施設となるようエレベーターやバリアフリートイレなどを整備

参議院施設におけるバリアフリー化整備について

参観者、傍聴者など参議院を訪れる全ての人にとって利用しやすい施設となるよう
エレベーターやバリアフリートイレなどを整備

<本館分館連絡地下道のエレベーター新設>



本館と分館をつなぐ連絡地下道に接続するエレベーターを陸橋下に新設し、悪天候時でも雨に濡れず移動できるようにしました。

<分館等の身障者用エレベーター改修>



分館と別館の身障者用エレベーターを大型の車いすでも利用できるように改修し、より円滑に移動できるようにしました。

<本館等のバリアフリートイレの整備>



本館3階と1階にバリアフリートイレを整備し、階を移動することなくバリアフリートイレを利用できるようにするほか、分館のバリアフリートイレをより利用しやすいよう改修しました。



<分館委員会室傍聴席の整備>

分館第43委員会室内の傍聴席に大型の車いす用スペースを確保しました。

(第22,24,32,34委員会室にも車いすスペースを確保)

<別館玄関スロープ等の整備>

別館1階玄関スロープの整備のほか、別館と分館をつなぐ連絡地下道の昇降機の改修等を行い、より円滑に移動できるようにしました。



障がいをもつ議員も登壇できるよう
本会議場における動線の確保

<議場の登壇スロープの整備>



議院運営委員会理事会協議に基づき、車いすを利用する議員がより円滑に登壇できるよう、議場の歴史的な意匠に配慮しつつ、ひな壇前の通路の両側に常設的なスロープを設置しました。

<大型車いす専用議席等の整備>



大型の車いすに対応するため、既存の議席3席を取り外して床上げを行い、大型車いす専用議席2席を整備する(医療機器用電源等の整備を含む)ほか、既存の車いす対応議席を指定位置に移設し周辺整備を行いました。

議員登院や外国賓客の送迎の場である正玄関や中央玄関をバリアフリー化

<参議院正玄関の昇降機新設>



議員登院や外国賓客の送迎の場である正玄関の内外にそれぞれ昇降機を新設し、車いすを利用する方も、迂回することなく正玄関から登院できるようにしました。



<国会議事堂中央玄関脇階段の昇降機新設>



初登院等の場所である中央玄関の歴史的な意匠に配慮し、中央玄関脇の階段に昇降機を新設し、車いすを利用する方も、建物を出ることなく中央広間まで移動できる動線を整備しました。